

ベースアップ評価料の区分変更について【注意喚起】

(令和7年7月29日北海道厚生局医療課)

令和6年度診療報酬改定において新設された外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）及び入院ベースアップ評価料の区分については、以下の事項に留意し、届出・運用をお願いいたします。

ベースアップ評価料の届出要件について

- **毎年3、6、9、12月**に新たに対象職員の給与総額等について、算出を行い、区分に変更がある場合は地方厚生（支）局長に届出を行った上で、翌月（毎年4、7、10、1月）から変更後の区分に基づく点数を算定すること。

※取扱い通知：特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和6年3月5日保医発0305第6号）

- 上記の算出月ごとに、区分に変更があるか確認する必要があるところ、確認を行っていない状況が散見されますので、改めて「取扱い通知」をご確認いただき、適切な届出・運用をお願いいたします。

区分変更確認のスケジュール

|       | 1月 | 2月 | 3月       | 4月 | 5月 | 6月       | 7月 | 8月 | 9月       | 10月 | 11月 | 12月      |
|-------|----|----|----------|----|----|----------|----|----|----------|-----|-----|----------|
| <確認月> |    |    | 区分<br>確認 |    |    | 区分<br>確認 |    |    | 区分<br>確認 |     |     | 区分<br>確認 |

- 様式96及び様式97の「前回届け出た時点との比較」の項目において、「チェックが3つ以下」、かつ、「該当する区分」の項目において、区分が「既届出と異なる」場合は、区分変更の届出が必要です。

# ベースアップ評価料の区分変更について【注意喚起】 （令和7年7月29日北海道厚生局医療課）

## 様式96

### 7 前回届け出た時点との比較

前回届出時と比較して、

- ☐ 対象職員の給与総額(6(1))の変化は1割以内である。
- ☐ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される点数の見込み(6(2))の変化は1割以内である。
- ☐ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の算定回数の見込み(6(2))の変化は1割以内である。
- ☐ 【B】の値(6(4))の変化は1割以内である。

※ 上記全てに該当する場合、区分変更は不要。

### 8 6により算出した【B】に基づき、該当する区分

#### (1) 算定が可能となる区分

#### (2) 届出する区分(いずれかを選択)

|                                  |                    |
|----------------------------------|--------------------|
| <input checked="" type="radio"/> | 届出無し               |
| <input type="radio"/>            | 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1 |
| <input type="radio"/>            | 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2 |
| <input type="radio"/>            | 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)3 |
| <input type="radio"/>            | 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)4 |
| <input type="radio"/>            | 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)5 |
| <input type="radio"/>            | 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)6 |
| <input type="radio"/>            | 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)7 |
| <input type="radio"/>            | 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)8 |

|                                  |                      |
|----------------------------------|----------------------|
| <input checked="" type="radio"/> | 届出無し                 |
| <input type="radio"/>            | 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1 |
| <input type="radio"/>            | 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2 |
| <input type="radio"/>            | 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)3 |
| <input type="radio"/>            | 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)4 |
| <input type="radio"/>            | 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)5 |
| <input type="radio"/>            | 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)6 |
| <input type="radio"/>            | 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)7 |
| <input type="radio"/>            | 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)8 |

## 様式97

### 5 前回届け出た時点との比較

前回届出時と比較して、

- ☐ 対象職員の給与総額(4(1))の変化は1割以内である。
- ☐ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される点数の見込み(4(2))の変化は1割以内である。
- ☐ 延べ入院患者数(4(4))の変化は1割以内である。
- ☐ 【C】の値(4(5))の変化は1割以内である。

※ 上記全てに該当する場合、区分変更は不要。

### 6 4により算出した【C】に基づき、該当する区分

## 留意点

- 区分に変更があるのか確認することを失念した場合や区分変更の届出を失念した場合は、正しい診療報酬の算定ができず、過誤調整が必要となることがありますので、ご注意ください。